

# 第17回 定時株主総会 招集ご通知

## 日 時

2023年9月27日（水曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

## 場 所

東京都中央区銀座五丁目15番8号  
時事通信ホール（時事通信ビル2階）  
（末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。）

- ・ご出席の株主様へのお土産配布は第14回定時株主総会より取りやめております。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・議決権は、書面（郵送）又はインターネット等によって事前に行使することができますので、積極的にご利用ください（詳細は4ページ及び5ページをご覧ください）。

## 目 次

第17回定時株主総会招集ご通知	1
[株主総会参考書類]	
第1号議案：剰余金の処分の件	6
第2号議案：取締役1名選任の件	7
第3号議案：取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	10
事業報告	13
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告	33

証券コード 3076  
(発送日) 2023年9月6日  
(電子提供措置の開始日) 2023年9月5日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋久松町12番8号  
**あいホールディングス株式会社**  
代表取締役会長 佐々木 秀吉

## 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。



当社ウェブサイト <https://www.aiholdings.co.jp>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主・投資家の皆様へ」「株式基本情報」を順に選択いただき、「株主総会情報」よりご確認ください。）

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「あい ホールディングス」（“あい”のあとは全角スペース）又は「コード」に当社証券コード「3076」を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知 / 株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記4ページに記載の「議決権行使等についてのご案内」に従って、2023年9月26日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月27日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都中央区銀座五丁目15番8号  
時事通信ホール（時事通信ビル2階）
3. 目的事項  
報告事項 1. 第17期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告、連結計算書類  
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第17期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取扱いたします。
- (2)書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱させていただきます。
- (3)インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
3. 本株主総会では、株主様からの書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
  - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ② 連結計算書類の「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

# 議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2023年 9月26日（火曜日）午後5時30分到着分まで

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご押印は不要です。）

**日時** 2023年 9月27日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

**場所** 東京都中央区銀座五丁目15番8号  
時事通信ホール（時事通信ビル2階）  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

## インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2023年 9月26日（火曜日）午後5時30分入力完了分まで

### 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

The image shows a proxy voting form for Aii Holdings Co., Ltd. It includes fields for shareholder name, meeting date, and proposal numbers. A red box highlights the voting area for proposals 1, 2, and 3, with a blue arrow pointing to the instructions on the right. The form also includes a section for login ID and password, and a '見本' (sample) section for the voting process.

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

**第1、2、3号議案**

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

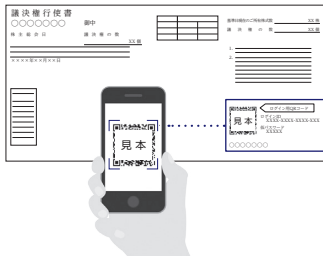
- ※ 書面（郵送）とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- ※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案

### 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、自己資本の充実と株主の皆様への利益配分を、共に経営の最重要課題と位置付け、経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的な安定配当を実現していくことを基本方針としております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1

#### 配当財産の種類

金銭といたします。

2

#### 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金45円
総 額	2,131,201,080円

3

#### 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年9月28日

## 第2号議案

## 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため社外取締役を1名増員し、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。



たか はし かず お  
**高橋 一夫** (1960年1月8日生)

新任

社外

独立役員

所有する当社の株式数

一株

### ■ 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1982年4月 大和証券株式会社入社
- 2007年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社（現大和証券株式会社）執行役員
- 2010年4月 大和証券キャピタル・マーケットズ株式会社（現大和証券株式会社）常務執行役員
- 2012年4月 大和証券株式会社 常務取締役
- 2013年4月 大和証券株式会社 専務取締役
- 2017年4月 株式会社大和証券グループ本社 執行役員副社長  
大和証券株式会社 代表取締役副社長
- 2017年6月 株式会社大和証券グループ本社 取締役兼執行役員副社長
- 2020年6月 株式会社大和証券グループ本社 執行役員副社長
- 2022年4月 大和証券株式会社 顧問
- 2023年6月 株式会社牧野フライス製作所 社外取締役
- 2023年6月 パラマウントベッドホールディングス株式会社 取締役  
監査等委員（社外取締役）

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

長年にわたり証券会社での営業部門の要職を歴任し、事業経営に関する十分な実績と知見、企業経営者として豊富な経験を有していることから、当社の経営に対し適切な意見と助言をいただけることを期待し、社外取締役候補者となりました。

(注) 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注) 1. 高橋一夫氏は、社外取締役候補者であります。

- 当社は、高橋一夫氏の選任が承認された場合には、社外取締役として職務を遂行するにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
- 当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を補填することとしております。高橋一夫氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 高橋一夫氏は、東京証券取引所の定める基準に加え、当社の定めた独立性基準を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。なお、当社が定めた社外役員の独立性判断基準は、9ページに記載のとおりであります。



(ご参考)

## 本総会終結後の取締役会のスキルマトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

氏名	当社における役職	独立役員	就任予定の委員		主な専門的経験分野／特に貢献が求められる分野				
			指名諮問委員会	報酬諮問委員会	事業戦略・M&A	海外事業・国際性	企業経営・財務・会計	人事労務	リスク管理・法務・ガバナンス
ささき ひでよし 佐々木 秀吉	代表取締役会長		○		○		○		○ リスク管理
あらかわ やすたか 荒川 康孝	代表取締役社長				○	○	○		○ リスク管理
よしだ しゅうじ 吉田 周二	取締役			○				○	○ ガバナンス
やまもと ひろゆき 山本 裕之	取締役				○		○		○ ガバナンス
みやま ゆうぞう 三山 裕三	社外取締役	○	○ (委員長)	○	○	○			○ 法務
かわもと ひろたか 河本 博隆	社外取締役	○	○	○ (委員長)	○	○			○ リスク管理
さの けいこ 佐野 恵子	社外取締役	○	○	○	○	○			○ ガバナンス
たかはし かずお 高橋 一夫	社外取締役	○	○	○	○				○ ガバナンス

(注) 上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえて、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(ご参考)

## 社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

当社においては、社外取締役及び社外監査役の独立性に関しては、以下の事項に該当しない場合を目安として独立性があると判断する。

1. 当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）又はその就任の前10年間に於いてそうであった者
2. 当社の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）、又は主要株主が法人である場合には当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者及び監査役、又は最近5年間に於いてそうであった者
3. 当社が現在主要株主である会社の業務執行者及び監査役
4. 当社グループの主要な取引先（直近事業年度又は先行する3事業年度のいずれかにおける年間連結総売上高の2%を超える支払いをしている若しくは支払いを受けている）の業務執行者
5. 当社グループから一定額（過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付又は助成を受けている公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等の業務執行者
6. 当社グループから取締役を受け入れている会社の業務執行者及び監査役
7. 当社グループの主要な借入先（注2）又はその親会社若しくは重要な子会社の業務執行者及び監査役、又は最近3年間に於いてそうであった者
8. 当社グループの会計監査人又は監査法人等の社員、パートナー又は従業員である者、又は最近3年間に於いてそうであった者（現在退職している者を含む）
9. 上記8. に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社グループから役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
10. 上記8. に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームであって、当社グループを主要な取引先とするファーム（過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けた）の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者
11. 上記1. ～10. の配偶者又は二親等内の親族若しくは同居の親族

(注) 1. 業務執行者とは、業務執行取締役又は執行役員その他これらに準じる者及び使用人。

2. 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関グループであって、その借入残高が当社事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える金融機関グループ。

## 第3号議案

# 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2007年2月23日開催の株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス及びグラフテック株式会社の臨時株主総会において、当社設立に関する事項として、年額40,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給すること又は譲渡制限付株式を報酬等として付与することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間135,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額20,000万円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

また、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

なお、対象取締役に対する譲渡制限付株式の初回の付与は、2024年以降を想定しています。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は4名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き対象取締役は4名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日（ただし、本割当株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに退任又は退職する場合につき、当該事業年度経過後6月以内に当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

**【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】**

本議案は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給し、又は、報酬等として譲渡制限付株式を付与するものです。

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その概要は事業報告23ページに記載のとおりであります。本議案の承認可決を前提として、本議案に即した形で当該方針を改定し、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、改定後の当該方針に沿う必要かつ合理的な内容で行います。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2023年8月18日時点）に占める割合は約0.24%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

**（ご参考）**

当社は、本議案が承認されることを条件に、当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

# 事業報告 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大が落ち着き、行動制限が緩和されたことから、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直しております。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクや、資材価格の高騰、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。このような経済環境のもと、当社グループにおいては環境変化に機動的に即応し、効率性や採算性を考慮した社内体制の強化・整備を図り、利益重視の経営を推進いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は463億9千6百万円（前期比1.4%減）となり、営業利益は94億3千4百万円（前期比4.2%減）、経常利益は105億1千9百万円（前期比3.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は82億4千3百万円（前期比6.5%増）となりました。

事業のセグメント別の業績は次のとおりであります。

「セキュリティ機器」につきましては、マンション向けの自社更新及び新規獲得が堅調に推移したことに加え、法人向け販売も好調であったことから、売上高は139億9千3百万円（前期比4.6%増）、セグメント利益は57億9千万円（前期比5.2%増）となりました。

「カード機器及びその他事務用機器」につきましては、カード機器の主要販売先である病院向け及び金融機関向けの営業活動が堅調に推移しましたが、米国孫会社のCard Technology Corporation及び英国孫会社のNBS Technologies Limitedの株式を2022年6月にイタリアMatica Fintec社に売却した関係で、売上高は31億2千4百万円（前期比21.3%減）、セグメント利益は7億9千6百万円（前期比11.5%減）となりました。

「情報機器」につきましては、半導体部品を含む電子部品等の調達困難及び小型カッティングマシンの主要販売先である欧米諸国の景気減速等の影響により、売上高は154億5千4百万円（前期比13.3%減）、セグメント利益は18億5千6百万円（前期比29.4%減）となりました。

「設計事業」につきましては、収益の中心が耐震診断から構造設計に移る中で、売上高は49億6千3百万円（前期比3.8%増）、セグメント利益は3億6百万円（前期比3.9%減）と堅調に推移しました。

「その他」につきましては、売上高は88億6千万円（前期比24.6%増）、セグメント利益は5億7千7百万円（前期比2.7%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は7億4千5百万円で、その主なものは、機械装置(AiAlert)に係るもの等であります。

③ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第14期 (2020年6月期)	第15期 (2021年6月期)	第16期 (2022年6月期)	第17期 (当連結会計年度) (2023年6月期)
売上高(百万円)	43,179	46,219	47,059	46,396
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	4,620	5,863	7,738	8,243
1株当たり当期純利益	97円57銭	123円81銭	163円40銭	174円06銭
総資産(百万円)	60,977	66,635	75,418	80,524
純資産(百万円)	49,530	53,765	61,337	67,271
1株当たり純資産額	1,045円88銭	1,135円32銭	1,295円11銭	1,420円43銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均発行済株式総数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数から自己株式を控除して算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第16期の期首から適用しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当する事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス	2,992百万円	100%	セキュリティ機器、カードシステム及び事務用機器、節電・省エネシステムの販売、保守サービス事業
グラフテック株式会社	3,000百万円	100%	計測機器及びコンピュータ周辺機器の製造販売
株式会社あい設計	45百万円	100%	構造設計、耐震診断を主体とした建築設計事業等

#### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の 合計額	当社の 総資産額
株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス	東京都中央区日本橋久松町12番8号	12,762百万円	31,844百万円



#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、セキュリティ機器、カード・その他事務用機器、情報機器、設計事業、脱炭素システム事業等、多岐にわたる事業活動を展開しておりますが、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクや、資材価格の高騰、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響といった各事業分野共通課題への対応に加え、それぞれの事業分野ごとに抱える以下の課題への対応が必要となっております。

セキュリティ機器につきましては、事業の軸となるマンション市場においては、リプレイス・新規獲得ともに順調に推移しておりますが、継続的に導入機器の見直しを行い、利益構造の更なる改善が課題となっております。一般法人向け市場に対しては、価格競争力と高機能ラインアップのすみわけ、未参入市場への切込みによるボリューム拡大及び施工業者の発掘と教育が課題となっております。

カード機器につきましては、金融機関や流通向けでは、キャッシュカードやクレジットカードの即時発行市場における販売促進が課題となっております。また、病院市場においては、新商品の投入、ハード販売から柔軟な提案による複合販売、高齢化社会に伴う老健・介護施設等への事業拡大を推進していくことが課題となっております。

情報機器につきましては、業績の主要な部分を占めるコンシューマ向けの小型カッティングマシン事業の更なる伸長が課題となります。今後も新製品の投入によって競合他社との競争に打ち勝ち、市場的にはまだまだ拡大の余地があると考えられる当事業において更なるシェアアップを図ることが課題となっております。

設計事業につきましては、利益率の高い耐震診断業務が減少傾向にある中、官庁・民間の設計業務の受注が伸びを見せております。一方、人材獲得の競争も激化しており、人材の確保及び働き方改革の流れの中での業務の一層の効率化が課題となっております。

また、今後の成長分野として、脱炭素システム事業を開始しております。革新的な節電・省エネシステムとして大変好評を得ており、グループ全体で積極的に取り組んでおりますが、機器の開発・製造、販売、設置等にかかる人材の確保が課題となっております。

当社グループは、業績の拡大と収益力の向上のため、こうしたそれぞれの事業体質をより強固にする課題解決のための施策を迅速に立案、実施する一方、ホールディングカンパニーとしての特徴を活かしながら、内部統制機能の見直しと充実を図ることにより、コンプライアンス体制の一層の強化も図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

事業区分	主要業務
セキュリティ機器	セキュリティシステム機器の開発・製造及び販売
カード機器及びその他事務用機器	カード発行機器（病院向けカードシステム、金融向けカードシステム）及びその他事務用機器の開発・製造及び販売
情報機器	プロッタやスキャナ等のコンピュータ周辺機器の開発・製造及び販売、保守サービス等
設計事業	構造設計、耐震診断を主体とした建築設計事業等
その他	節電・省エネシステムの開発・製造・販売、カードリーダー・自動おしぼり製造機の製造・販売、ソフトウェアの開発・販売、セキュリティ機器・カード機器等の保守サービス、リース及び割賦事業、計測機器の開発・製造及び販売等

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年6月30日現在)

<p>当 社</p>	<p>本 社 東京都中央区日本橋久松町12番8号</p>
<p>株式会社 ドットウエス ビー・エム・エス</p>	<p>本 社 東京都中央区日本橋久松町12番8号</p> <p>支 店 札幌支店（札幌市）、盛岡支店（盛岡市）、仙台支店（仙台市）、高崎支店（高崎市）、大宮支店（さいたま市）、東京支店（東京都千代田区）、千葉支店（船橋市）、横浜支店（横浜市）、湘南支店（横浜市）、新潟支店（新潟市）、金沢支店（金沢市）、静岡支店（静岡市）、名古屋支店（名古屋市）、京都支店（京都市）、大阪支店（大阪市）、神戸支店（神戸市）、広島支店（広島市）、福岡支店（福岡市）、鹿児島支店（鹿児島市）</p> <p>営 業 所 青森営業所（青森市）、郡山営業所（郡山市）、宇都宮営業所（宇都宮市）、水戸営業所（水戸市）、長野営業所（長野市）、岡山営業所（岡山市）、米子営業所（米子市）、松山営業所（松山市）、高松営業所（高松市）、北九州営業所（北九州市）、長崎営業所（長崎市）、熊本営業所（熊本市）</p>
<p>株式会社 グラフテック</p>	<p>本 社 神奈川県横浜市戸塚区品濃町503番10号</p> <p>事 業 所 戸塚事業所（横浜市）、藤沢事業所（藤沢市）、中部事業所（名古屋市）、関西事業所（吹田市）</p> <p>海外拠点 米国（カリフォルニア、ユタ）、オランダ（アムステルダム）、中国（上海）、タイ（バンコク）、ウルグアイ</p>
<p>株式会社あい設計</p>	<p>本 社 広島県広島市東区上大須賀町10番16号</p> <p>支 社 札幌支社（札幌市）、仙台支社（仙台市）、埼玉支社（さいたま市）、東京支社（東京都江東区）、横浜支社（横浜市）、新潟支社（新潟市）、名古屋支社（名古屋市）、金沢支社（金沢市）、大阪支社（大阪市）、岡山支社（岡山市）、広島支社（広島市）、呉支社（呉市）、福山支社（福山市）、山口支社（山口市）、四国支社（松山市）、九州支社（福岡市）、大分支社（大分市）、鹿児島支社（鹿児島市）</p> <p>事 務 所 高知事務所（高知市）、高松事務所（高松市）</p>

招集  
ご通知

株主総会  
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## (7) 使用人の状況 (2023年6月30日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
セキュリティ機器	266名	38名減
カード機器及びその他事務用機器	57名	38名減
情報機器	271名	14名増
設計事業	347名	36名増
その他	369名	71名増
全社(共通)	31名	12名減
合計	1,341名	33名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員数を記載しております。なお、臨時雇用者数の記載は省略いたしました。  
2. 全社(共通)の使用人数は、当社の就業人員のうち、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
31名	12名減	47.2歳	15.2年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数を記載しております。なお、臨時雇用者数の記載は省略いたしました。  
2. 平均勤続年数は、出向受入者の当社グループ内での勤続年数を加算しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2023年6月30日現在)

該当する事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況（2023年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 220,000,000株
- ② 発行済株式の総数 56,590,410株
- ③ 株主数 7,897名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
佐々木 秀吉	116,084百株	24.51%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	68,839百株	14.54%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	27,765百株	5.86%
光通信株式会社	24,430百株	5.16%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	7,834百株	1.65%
あいホールディングス社員持株会	7,709百株	1.63%
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 381572	7,673百株	1.62%
第一生命保険株式会社	7,600百株	1.60%
野村信託銀行株式会社(退職給付信託・三菱UFJ信託銀行 口)	6,400百株	1.35%
THE BANK OF NEW YORK- JASDECTREATY ACCOUNT	6,132百株	1.29%

- (注) 1. 当社は、自己株式9,230,386株を保有しておりますが、上記大株主の中には含めておりません。  
2. 持株比率は、自己株式9,230,386株を控除して計算しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
該当する事項はありません。

### (2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2023年6月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	佐々木 秀吉	最高経営責任者（CEO） 株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス代表取締役社長 グラフィック株式会社代表取締役会長 株式会社あい設計代表取締役会長 株式会社ビーエム総合リース代表取締役社長 あいエンジニアリング株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	荒川 康孝	グラフィック株式会社代表取締役社長 シルエットアメリカインク社長
取締役	吉田 周二	管理本部長 グラフィック株式会社管理本部長
取締役	山本 裕之	経営戦略本部長 株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス取締役 管理本部長
取締役	三山 裕三	三山総合法律事務所代表 株式会社インテージホールディングス社外取締役
取締役	河本 博隆	
取締役	佐野 恵子	J.Bridge合同会社代表社員 日本電計株式会社社外取締役
常勤監査役	関 和司	
監査役	安達 一彦	安達一彦法律事務所代表
監査役	皆 真希	石本哲敏法律事務所弁護士

- (注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ・2022年9月29日開催の第16回定時株主総会において、山本裕之氏及び佐野恵子氏は新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
  - ・2022年9月29日開催の第16回定時株主総会において、関和司氏及び皆真希氏は新たに監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。また、関和司氏は同総会終了後開催の監査役会において、常勤監査役に選定され就任いたしました。
  - ・2022年9月29日開催の第16回定時株主総会終結の時をもって、監査役石本哲敏氏は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役三山裕三氏、取締役河本博隆氏及び取締役佐野恵子氏は、社外取締役であります。なお、当社は、取締役三山裕三氏、取締役河本博隆氏及び取締役佐野恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役安達一彦氏及び監査役皆真希氏は、社外監査役であります。なお、当社は、監査役安達一彦氏及び監査役皆真希氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

社外取締役又は社外監査役として職務を遂行するにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって当該損害賠償責任の限度額とする旨の責任限定契約を、全ての社外取締役及び社外監査役と締結しております。

#### ③ 補償契約の内容の概要

当社は、取締役佐々木秀吉氏、荒川康孝氏、吉田周二氏、山本裕之氏、三山裕三氏、河本博隆氏、佐野恵子氏、監査役関和司氏、安達一彦氏及び皆真希氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、各取締役及び各監査役が、自己もしくは第三者が不正な利益を図る又は当社に損害を加える目的で職務を執行したことが判明した場合には、補償を受けた費用等を返還させる等を条件としています。

#### ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用等を補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員となります。すべての被保険者について、その保険料を全額当社で負担しております。

## ⑤ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

#### i. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するように株主利益と連動した報酬体系とし、個々の報酬の決定においては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本としています。報酬は、主に役位を基に職責に応じて支給する基本報酬及び業績に応じて支給する業績連動報酬（賞与）で構成しております。なお、社外取締役の報酬は経営への監督機能を有効に機能させることを目的に基本報酬のみとしております。

また、取締役会は、報酬等の決定方針を決議した際に、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等についても、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ii. 個別報酬の決定方針

##### ・基本報酬の決定方針

基本報酬は、役位、職責に応じて報酬基準値を定めており、これに基づき在任年数、当社の業績、従業員給与水準を勘案して総合的に決定することとしています。

##### ・業績連動報酬（賞与）の決定方針

業績連動報酬（賞与）は、事業年度ごとの当社グループの業績向上に対する意識を高めることを目的に、当該期業績の親会社株主に帰属する当期純利益に連動させたインセンティブとして一定の基準を定め、これに基づき総合的に決定することとしています。

#### iii. その他の報酬の決定方針

取締役の担当責務の遂行に於いて、必要と判断された場合は、基本報酬と賞与以外にFRINGE・ベネフィットを提供することができることとしています。

#### iv. 個別報酬の決定方法

取締役の個人別の報酬額は、代表取締役会長が、各報酬の決定方針と基準に基づき各取締役の基本報酬の額及び賞与の額（予定額）の原案を提起し、報酬諮問委員会で審議、決議されたものを取締役会で決議することとしています。監査役の報酬は監査役の協議により決定しております。



ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	93百万円 ( 14百万円)	84百万円 ( 14百万円)	8百万円 ( -)	-	7名 (3名)
監査役 (うち社外監査役)	12百万円 ( 5百万円)	12百万円 ( 5百万円)	-	-	5名 (3名)
合計 (うち社外役員)	105百万円 ( 19百万円)	96百万円 ( 19百万円)	8百万円 ( -)	-	12名 (6名)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容、選定した理由及び業績連動報酬の額の算定方法は、⑤取締役及び監査役の報酬等 イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等に記載のとおりであります。当事業年度の報酬額の算定に用いた前事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益は7,738百万円であります。
3. 取締役の報酬限度額は、2007年2月23日開催の株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス及びグラフィック株式会社の臨時株主総会において、当社設立に関する事項として、年額40,000万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。なお、定款で定める取締役の員数は10名以内です。
4. 監査役の報酬限度額は、2007年2月23日開催の株式会社ドッドウエル ビー・エム・エス及びグラフィック株式会社の臨時株主総会において、当社設立に関する事項として、年額9,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。なお、定款で定める監査役の員数は5名以内です。

ハ. 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額  
該当する事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役三山裕三氏は、三山総合法律事務所代表及び株式会社インテージホールディングス社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・取締役佐野恵子氏は、J.Bridge合同会社代表社員及び日本電計株式会社社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
  - ・監査役安達一彦氏は、安達一彦法律事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- ・監査役皆真希氏は、石本哲敏法律事務所に所属しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	三 山 裕 三	当事業年度開催の取締役会6回全てに出席し、長年にわたる弁護士実務を通じて豊富な経験と高度な専門知識を有しており、取締役会において主に企業統制と統治について独立した立場からの助言・提言を適宜いただき、取締役会の監督機能強化の役割を適切に果たしております。
取 締 役	河 本 博 隆	当事業年度開催の取締役会6回全てに出席し、通商産業省（現経済産業省）に入省以来、国家機関の要職を歴任された豊富な経験と知識により、取締役会において専門的見地からの助言・提言を適宜いただき、取締役会の監督機能強化の役割を適切に果たしております。
取 締 役	佐 野 恵 子	当事業年度開催の取締役会6回のうち5回に出席し、長年にわたる機関投資家向けIRと金融機関のアナリストとしての豊富な経験と知識を有しており、取締役会においてグローバルな投資家の視点を踏まえた助言・提言を適宜いただき、取締役会の監督機能強化の役割を適切に果たしております。
監 査 役	安 達 一 彦	当事業年度開催の取締役会6回及び監査役会5回全てに出席し、弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から適切な発言を行っております。
監 査 役	皆 真 希	当事業年度開催の取締役会6回のうち5回に、また、監査役会5回のうち4回に出席し、弁護士としての豊富な経験に基づき、専門的見地から適切な発言を行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。
2. 取締役佐野恵子氏は、2022年9月29日開催の第16回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。  
なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は5回であります。
3. 監査役皆真希氏は、2022年9月29日開催の第16回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。  
なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は5回、監査役会の開催回数は4回であります。

- ⑦ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会等の場において、取締役、監査役と、また、必要に応じて内部監査部門と情報共有や意見交換を行い、経営の公正性、中立性及び透明性を高めるよう努めております。また、社外監査役は、取締役会、監査役会等の場を通じ、取締役、監査役、会計監査人及び内部監査部門と定期的に情報共有や意見交換を行うなどして連携を深め、監査体制の独立性及び中立性、意思決定の適法性・透明性を高めるよう努めております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 PwCあらた有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	79百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

- ③ 非監査業務の内容  
該当する事項はありません。
- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針  
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。  
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

#### (5) 会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

連結貸借対照表 (2023年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	56,544	流動負債	9,482
現金及び預金	37,594	支払手形及び買掛金	3,855
受取手形、売掛金及び契約資産	6,783	リース債務	440
リース投資資産	866	未払金	941
商品及び製品	7,813	未払費用	332
仕掛品	103	未払法人税等	826
未成工事支出金	50	有償支給取引に係る負債	295
原材料及び貯蔵品	1,126	契約負債	1,891
前払費用	1,098	前受金	100
短期貸付金	342	賞与引当金	187
その他の	778	製品保証引当金	11
貸倒引当金	△13	受注損失引当金	5
		その他の	594
固定資産	23,980	固定負債	3,770
有形固定資産	10,221	リース債務	944
建物及び構築物	1,728	繰延税金負債	737
土地	6,052	退職給付に係る負債	1,350
リース資産	1,096	その他の	738
その他の	1,342	負債合計	13,253
無形固定資産	1,859	(純資産の部)	
のれん	1,622	株主資本	64,033
リース資産	3	資本剰余金	5,000
ソフトウェア	206	資本剰余金	9,065
その他の	27	利益剰余金	54,673
投資その他の資産	11,899	自己株式	△4,705
投資有価証券	3,490	その他の包括利益累計額	2,984
関係会社株式	5,522	その他有価証券評価差額金	297
繰延税金資産	2,210	為替換算調整勘定	2,649
その他の	762	退職給付に係る調整累計額	37
貸倒引当金	△87	非支配株主持分	253
資産合計	80,524	純資産合計	67,271
		負債純資産合計	80,524

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	46,396
売上原価	23,574
売上総利益	22,821
販売費及び一般管理費	13,387
営業利益	9,434
営業外収益	
受取利息及び配当金	131
持分法による投資利益	592
為替差益	284
その他	119
営業外費用	
支払利息	2
支払手数料	34
その他	6
経常利益	10,519
特別利益	
投資有価証券売却益	0
関係会社株式売却益	4
固定資産売却益	1
貸倒引当金戻入益	67
償却債権取立益	98
特別損失	
固定資産除却損	27
投資有価証券評価損	168
その他	2
税金等調整前当期純利益	10,492
法人税、住民税及び事業税	3,480
法人税等調整額	△1,239
当期純利益	8,251
非支配株主に帰属する当期純利益	8
親会社株主に帰属する当期純利益	8,243

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日) (単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2022年7月1日 期首残高	5,000	9,048	49,927	△4,704	59,270
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,315		△3,315
親会社株主に帰属する当期純利益			8,243		8,243
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		0	0
連結子会社株式の取得による持分の増減			△181		△181
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		16			16
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	-	16	4,746	△0	4,762
2023年6月30日 期末残高	5,000	9,065	54,673	△4,705	64,033

	その他の包括利益累計額				非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の利益累計額合計		
2022年7月1日 期首残高	210	1,761	12	1,984	81	61,337
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				-		△3,315
親会社株主に帰属する当期純利益				-		8,243
自己株式の取得				-		△1
自己株式の処分				-		0
連結子会社株式の取得による持分の増減				-	18	△162
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				-	153	170
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	87	887	24	999		999
連結会計年度中の変動額合計	87	887	24	999	172	5,934
2023年6月30日 期末残高	297	2,649	37	2,984	253	67,271

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年6月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,411	流動負債	621
現金及び預金	2,170	短期借入金	289
受取手形及び売掛金	97	未払金	294
前払費用	12	未払費用	6
短期貸付金	2,392	未払消費税等	18
未収入金	11	預り金	5
未収法人税等	1,042	賞与引当金	6
その他	289	固定負債	20
貸倒引当金	△604	退職給付引当金	20
固定資産	26,433	負債合計	642
有形固定資産	0	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	0	株主資本	31,178
無形固定資産	10	資本金	5,000
ソフトウェア	10	資本剰余金	15,794
投資その他の資産	26,422	資本準備金	1,045
投資有価証券	3,012	その他資本剰余金	14,749
関係会社株式	22,005	利益剰余金	15,123
長期貸付金	254	利益準備金	204
繰延税金資産	1,149	その他利益剰余金	14,918
資産合計	31,844	繰越利益剰余金	14,918
		自己株式	△4,739
		評価・換算差額等	24
		その他有価証券評価差額金	24
		純資産合計	31,202
		負債純資産合計	31,844

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		5,658
売 上 原 価		-
売 上 総 利 益		5,658
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		627
営 業 利 益		5,030
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	50	
受 取 配 当 金	185	
為 替 差 益	215	
そ の 他	11	463
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14	
投 資 事 業 組 合 損 失	4	
そ の 他	3	22
経 常 利 益		5,471
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	4	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	
関 係 会 社 整 理 益	36	40
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	168	168
税 引 前 当 期 純 利 益		5,343
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5	
法 人 税 等 調 整 額	△998	△992
当 期 純 利 益		6,336

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。



## 株主資本等変動計算書 (自 2022年7月1日 至 2023年6月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 剰 余 金 繰 越 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
2022年7月1日 期首残高	5,000	1,045	14,749	15,794	204	11,897	12,102	△4,738	28,158
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当						△3,315	△3,315		△3,315
当 期 純 利 益						6,336	6,336		6,336
自 己 株 式 の 取 得								△1	△1
自 己 株 式 の 処 分			0	0				0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									-
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	-	3,021	3,021	△0	3,020
2023年6月30日 期末残高	5,000	1,045	14,749	15,794	204	14,918	15,123	△4,739	31,178

	評価・換算差額等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	評 価 差 額	・ 換 算 差 額 等 合 計	
2022年7月1日 期首残高	△17		△17	28,140
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△3,315
当 期 純 利 益				6,336
自 己 株 式 の 取 得				△1
自 己 株 式 の 処 分				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	41		41	41
事業年度中の変動額合計	41		41	3,061
2023年6月30日 期末残高	24		24	31,202

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年8月18日

あいホールディングス株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 濱 滋
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清 水 健太郎

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、あいホールディングス株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あいホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年8月18日

あいホールディングス株式会社  
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 濱 滋
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清 水 健太郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あいホールディングス株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月18日

あいホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 関 和 司 ⑩

社外監査役 安 達 一 彦 ⑩

社外監査役 皆 真 希 ⑩

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場

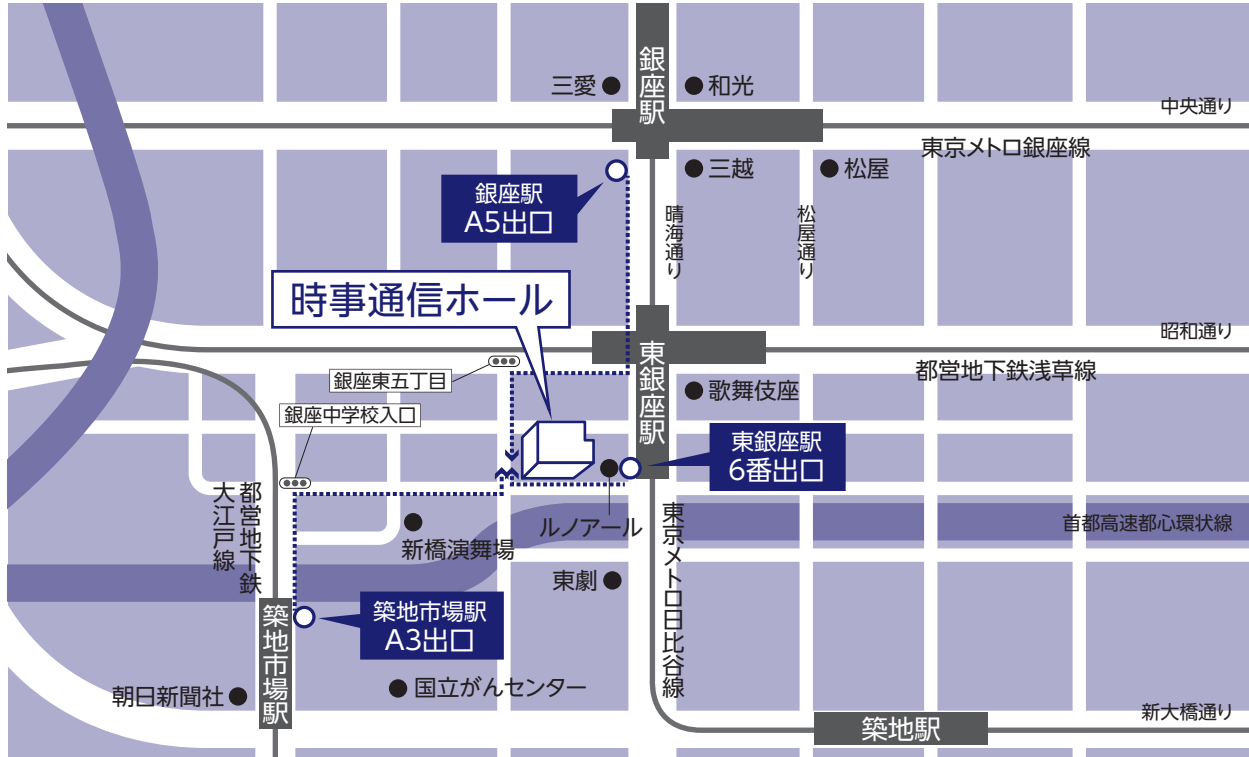
時事通信ホール（時事通信ビル2階）

住所

東京都中央区銀座五丁目15番8号

電話

03-3546-6606



## 交通のご案内

東京メトロ日比谷線・都営地下鉄浅草線 [東銀座駅] 6番出口 徒歩1分  
都営地下鉄大江戸線 [築地市場駅] A3出口 徒歩6分  
東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線 [銀座駅] A5出口 徒歩7分

\* 駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

\* 本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、以下の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.aiholdings.co.jp>

UD  
FONT